

令和 5 年 3 月 2 3 日 開 会

下北地域広域行政事務組合議会

第 1 1 8 回 定例会 提案理由

ただいま上程されました 5 議案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第 1 号 下北地域広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例についてであります。本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行について必要な事項を定めるためのものであります。

次に、議案第 2 号 下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、職員の定年引上げ等について、関係条例の整備をするためのものであります。

次に、議案第 3 号についてであります。本案は、青森県市町村総合事務組合について、本年 6 月 1 日から構成団体に八戸市を加入させること並びに共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に八戸市及び十和田市を加えることに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであります。

次に、議案第 4 号 令和 4 年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。本案は、4, 996 万 1, 000 円の増額補正でありまして、これにより歳入歳出予算総額は、100 億 4, 172 万円となります。

まず、歳出についてであります。総務費では、令和 5 年度の新ごみ処理施設整備事業に充当するため財政調整基金を増額しておりますほか、消防費では、各署及び分署並びに各消防団事務に係る経費について決算見込み等により減額しております。

続きまして、歳入の主なものについてであります。新ごみ処理施設整備事業に係る国庫支出金及び組合債との関連において分担金及び負担金を減額しておりますほか、新ごみ処理施設整備事業に伴い、

国庫支出金では、循環型社会形成推進交付金を、組合債では、衛生債を増額しております。

また、諸収入では、消防費受託事業収入を減額しております。

なお、川内消防分署に配備を予定しております、水槽付ポンプ自動車について、年度内の納入が見込めないことから繰越明許費を設定しております。

次に、議案第5号 令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出とも146億6,345万円の予算規模となり、これを令和4年度当初予算と比較しますと、金額では50億5,747万5,000円、率では52.6%の増となっております。

まず、歳出の増減の主なものについてであります。令和4年度から本体工事に着手しております下北地域新ごみ処理施設整備事業等により衛生費が41億6,229万8,000円の増となったほか、大間消防署庁舎建設事業及び川内消防分署庁舎並びに脇野沢消防分署庁舎建設事業により消防費が8億8,120万円の増となっております。

次に、歳入の増の主なものについてであります。歳出との関連により、分担金及び負担金が28億2,470万3,000円の増となったほか、下北地域新ごみ処理施設整備事業に係る循環型社会形成推進交付金の増額で国庫支出金が9億8,645万円の増、消防団員の報酬改定に伴う消防費受託事業収入等により諸収入が4,293万6,000円の増、下北地域新ごみ処理施設整備事業及び消防本部ドローン整備事業に伴い、組合債が11億8,510万円の増となっております。

以上をもちまして、上程されました5議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして

御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決及び御承認賜りますようお願い申し上げます次第であります。

令和 5 年 3 月 2 3 日開会

下北地域広域行政事務組合議会
第 1 1 8 回定例会議案

目

次

議案第 1 号	下北地域広域行政事務組合個人情報保護に関する法律施行 条例	3
議案第 2 号	下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一 部を改正する条例	5
議案第 3 号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増 加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	29
議案第 4 号	令和 4 年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	31
議案第 5 号	令和 5 年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算	33

議案第 1 号

下北地域広域行政事務組合個人情報保護に関する法律施行条例

下北地域広域行政事務組合個人情報保護に関する法律施行条例を次のように定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 23 日提出

下北地域広域行政事務組合管理者職務代理者

下北地域広域行政事務組合代表副管理者 富岡 宏

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行について必要な事項を定めるためのものである。

下北地域広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、管理者、消防長及び監査委員をいう。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、下北地域広域行政事務組合情報公開条例（平成27年下北地域広域行政事務組合条例第5号）第7条第2号ウに掲げる情報（法第78条第1項第2号ハに該当するものを除く。）とする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第7条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第9条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(開示請求に係る手数料の額)

第10条 法第89条第2項に規定する手数料の額は、0円とする。

(開示決定に基づく写しの交付等に係る費用負担)

第11条 開示決定に基づき保有個人情報記録されている文書又は図画の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用の額として実施機関が定め

る額を負担しなければならない。

- 2 開示決定に基づき電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を受ける者は、開示の方法ごとに当該開示の実施に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない。

(法の施行の状況の公表)

- 第 12 条 管理者は、毎年度、各実施機関における法の施行の状況を公表しなければならない。

(委任)

- 第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(下北地域広域行政事務組合個人情報保護条例の廃止)

- 第 2 条 下北地域広域行政事務組合個人情報保護条例（平成 27 年下北地域広域行政事務組合条例第 5 号）は、廃止する。

(下北地域広域行政事務組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 第 3 条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の下北地域広域行政事務組合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第 3 条第 2 項の規定による職務上知り得た旧条例第 2 条第 2 号に規定する個人情報（この条例の施行前に知り得たものに限る。次項において「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧条例第 6 条第 1 項に規定する個人情報取扱事務（以下「旧個人情報取扱事務」という。）又は旧実施機関が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（第 6 項において「指定管理者」という。）に行わせている旧個人情報取扱事務に従事していた者に係る旧条例第 13 条第 2 項の規定による当該旧個人情報取扱事務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に旧条例第 14 条、第 23 条第 1 項、第 27 条又は第

3 3 条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 管理者は、旧条例第 4 6 条の規定の例により、令和 5 年度、旧条例の運用状況を公表しなければならない。

5 第 1 項又は第 2 項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 4 号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

6 第 1 項又は第 2 項に規定する者が、その職務上又は委託を受けた旧個人情報取扱事務若しくは指定管理者に行わせている旧個人情報取扱事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第 2 条第 3 号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

7 前 2 項の規定は、組合の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 この条例の施行前にした行為及び第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（下北地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第 4 条 下北地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 4 年下北地域広域行政事務組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 下北地域広域行政事務組合情報公開条例（平成 1 1 年下北地域広域行政事務組合条例第 1 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 1 号又は下北地域広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年下北地域広域行政事務組合条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する実施機関をいう。

(2) 諮問実施機関 情報公開条例第 1 8 条第 4 項に規定する諮問実施機関又は個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人

情報保護法」という。)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。

(3) 行政文書 情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。

(4) 保有個人情報 個人情報保護法第60条第1項に規定する情報をいう。

(5) 開示決定等 個人情報保護法第78条第1項第4号又は情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等をいう。

(6) 訂正決定等 個人情報保護法第94条第1項に規定する訂正決定等をいう。

(7) 利用停止決定等 個人情報保護法第102条第1項に規定する利用停止決定等をいう。

第3条第1項中「審査会は、」の次に「個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項又は」を加え、「又は下北地域広域行政事務組合個人情報保護条例第38条第1項」を削る。

議案第 2 号

下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する
等の条例

下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の
条例を次のように定めたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によ
り、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

下北地域広域行政事務組合管理者職務代理者

下北地域広域行政事務組合代表副管理者 富 岡 宏

提案理由

地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等について、関係条例
の整備をするためのものである。

下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例（昭和59年下北地域広域行政事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項、第22条の5第2項、第28条の2（第3項を除く。）、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで及び第28条の7並びに附則第21項から第23項まで」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて任命権者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

第4条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、

同項ただし書中「その」を「該当」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に、「当該」を「あらかじめ当該」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第5項を削る。

本則に次の見出し及び6条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例（平成元年下北地域広域行政事務組合条例第24号）第10条第1項に規定する職（規則で定める職を除く。）
- (2) 前号に掲げる職のほか、これらの職に相当する職として規則で定める職（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（管理監督職以外の職への降任等を行うに当たっての遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項本文の規定による管理監督職以外の職への降任又は転任（以下この項において「降任等という。」）（以下「管理監督職員外の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職務上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の管理監督職以外の職への降任等を行う際に、当該職員が占め

ていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の管理監督職以外の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、管理監督職以外の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、管理監督職以外の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。
- 5 任命権者は、前各項の規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- 6 任命権者は、第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された職員について、延長された当該異動期間の末日が到来する前に当該延長の事由がなくなつたと認めるときは、管理監督職以外の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第10条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用され

る職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第11条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、構成団体の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2項を次のように改める。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

附則に次の1項を加える。

(年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあっては、当該職

員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（下北地域広域行政事務組合職員定数条例の一部改正）

第 2 条 下北地域広域行政事務組合職員定数条例（昭和 47 年下北地域広域行政事務組合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

（下北地域広域行政事務組合職員の分限に関する条例の一部改正）

第 3 条 下北地域広域行政事務組合職員の分限に関する条例（平成元年下北地域広域行政事務組合条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「次の各号に掲げる場合」を「、法第 28 条の 2 第 1 項本文の規定による管理監督職以外の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号」に、「ときは」を「場合は」に改る。

第 7 条の見出しを「この条例の実施に関し必要な事項」に改め、同条中「施行」を「実施」に、「管理者が」を「規則で」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（降給に関する経過措置）

2 第 2 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定の適用については、当分の間、第 2 条第 1 項中「とする」とあるのは「並びに下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例（平成元年下北地域広域行政事務組合条例第 24 号）附則第 3 項の規定による職員の給料月額の変改とする」と、第 5 条第 2 項中「下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例（平成元年下北地域広域行政事務組合条例第 24 号）」とあるのは「下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例」とする。

3 第 3 条第 2 項の規定は、下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例附則第 3 項の規定による職員の給料月額の変改については、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（下北地域広域行政事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例）

第 4 条 下北地域広域行政事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平

成元年下北地域広域行政事務組合条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額」を「その発令の日に受ける給料の月額」に改め、「月額に相当する額」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例)

第5条 下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年下北地域広域行政事務組合条例第5号)を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、「任期付短時間勤務職員」の次に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を加え、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項中「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員等」に、「並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第12条第1項第1号中「並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を「及び定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例)

第6条 下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年下北地域広域行政事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

第9条中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例)

第7条 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例（平成元年下北地域広域行政事務組合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（初任給、昇給、昇格の基準）」を付し、同条第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年下北地域広域行政事務組合条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条第12項中「その者に適用される給料表においてその者の属する職務の級及びその者の受ける」を「第3項、第4項及び第6項の規定にかかわらず、同項の規定により決定した」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第4条の2中第1項を削り、第2項を第1項とする。

第13条第1項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第17条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第23条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該任命権者」に改め、同項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条第1項中「第11条」を「第4条第3項から第10項まで、第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

- 3 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例（昭和59年下北地域広域行政事務組合条例第4号。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - (3) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年等条例第6条に規定する職を占める職員
- 5 定年等条例第8条第1項に規定する管理監督職以外の職への降任等をされた職員であって、当該管理監督職以外の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支

給する。

- 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 9 附則第5項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第23条第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第23条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	

（下北地域広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例）

第8条 下北地域広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年下北地域広域行政事務組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（下北地域広域行政事務組合職員の再任用に関する条例）

第9条 下北地域広域行政事務組合職員の再任用に関する条例（平成13年下北地域広域行政事務組合条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（定年による退職の特例に関する経過措置）

- 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例（以下「旧定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年等条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年等条例勤務延長職員」という。）について、旧定年等条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例（以下「新定年等条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該

期限は、当該旧定年等条例勤務延長職員に係る下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年（新定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年等条例定年（旧定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新定年等条例定年が新定年等条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年等条例第4条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年等条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年等条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 5 新定年等条例第4条第3項及び第4項並びに第12条の規定は、附則第3項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年等条例第4条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）

のうち、次に掲げる者

ア 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定による採用又は暫定再任用（この項、次項又は附則第14項若しくは第15項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがある者（アに掲げる者を除く。）

7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年等条例第10条の規定により採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）

のうち、次に掲げる者

ア 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用をされたことがある者（アに掲げる者を除く。）

8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

9 前項の規定による任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

10 任命権者は、附則第8項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

11 任命権者は、附則第6項の規定によるほか、構成団体における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該

者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

1 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第7項の規定によるほか、構成団体における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

1 3 前2項の場合においては、附則第8項から第10項までの規定を準用する。

1 4 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年等条例第10条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 5 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。）に達しているもの（新定年等条例第10条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用

することができる。

- 1 6 前2項の規定により採用された職員の任期については、附則第8項から第10項までの規定を準用する。
- 1 7 任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、構成団体における附則第6項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年等条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 8 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第15項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、構成団体における附則第7項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 9 前2項の場合においては、附則第8項から第10項までの規定を準用する。
(改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)
- 2 0 改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 1 改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。
(改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)
- 2 2 改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 3 改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における改正法

附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

24 改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第6項から第19項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第26項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年等条例定年（短時間勤務の職にあっては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年を超える職とする。

（1）基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

25 改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している者とする。

26 改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第24項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

27 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年等条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年等条例定年相当年齢が新定年等条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年等条例第10条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤

務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年等条例第10条の規定により採用することができず、新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 28 附則第14項、第15項、第17項又は第18項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第5条の規定による改正後の下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(むつ市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 29 第8条の規定による改正後の下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第3項から第10項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 30 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条第2項及び第17条第2項の規定を適用する。
- 31 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第13条第1項及び第23条第3項の規定を適用する。
- 32 新給与条例第25条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和5年下北地域広域行政事務組合条例第 号)附則第31項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。)」と、同項第2号中「定年前再任用短

時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 3 3 新給与条例第4条第3項から第10項まで、第11条、第12条及び第24条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（暫定再任用職員の給料月額に関する経過措置）

- 3 4 附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例第3条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例第3条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第5条の規定による改正後の下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 6 育児短時間勤務をしている附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員に対する第37項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（委任）

- 3 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 3 号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 6 月 1 日から青森県市町村総合事務組合に八戸市を加入させ、また、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に八戸市及び十和田市を加えることから、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 3 月 23 日提出

下北地域広域行政事務組合管理者職務代理者

下北地域広域行政事務組合代表副管理者 冨岡 宏

提案理由

本年 6 月 1 日から構成団体に八戸市を加入させること並びに共同処理する事務のうち市町村税の滞納整理に関する事務に八戸市及び十和田市を加えることから、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び本組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものである。

青森県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合規約（平成１９年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第１中「弘前市」を「弘前市、八戸市」に改める。

別表第２第１０号中「弘前市」を「弘前市、八戸市」に、「五所川原市」を「五所川原市、十和田市」に改める。

附 則

この規約は、令和５年６月１日から施行する。

議案第 4 号

令和 4 年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

令和 4 年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を補正することについて、
地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

下北地域広域行政事務組合管理者職務代理者

下北地域広域行政事務組合代表副管理者 富 岡 宏

(予算書別紙)

議案第 5 号

令和 5 年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算

令和 5 年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を次のように定めたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

下北地域広域行政事務組合管理者職務代理者

下北地域広域行政事務組合代表副管理者 富 岡 宏

(予算書別紙)

議案第 4 号

令和 4 年度

下北地域広域行政事務組合
一般会計補正予算

令和４年度 下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

令和４年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,961千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,041,720千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の変更は、「第３表 地方債補正」による。

令和５年３月２３日

下北地域広域行政事務組合管理者職務代理者
下北地域広域行政事務組合
代表副管理者 富 岡 宏

歳 入 歳 出 予 算 補 正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		6,623,739	△ 157,949	6,465,790
	1 負担金	6,623,739	△ 157,949	6,465,790
3 国庫支出金		1,086,381	184,118	1,270,499
	1 国庫補助金	1,086,381	184,118	1,270,499
7 諸収入		199,428	△ 6,008	193,420
	2 受託事業収入	186,940	△ 6,008	180,932
8 組合債		1,902,900	29,800	1,932,700
	1 組合債	1,902,900	29,800	1,932,700
歳入合計		9,991,759	49,961	10,041,720

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		106,604	52,838	159,442
	1 総務管理費	106,133	52,838	158,971
4 衛生費		6,401,832	0	6,401,832
	1 清掃費	6,401,832	0	6,401,832
5 消防費		3,169,139	△ 2,877	3,166,262
	2 消防署費	1,783,630	3,275	1,786,905
	3 消防分署費	722,548	△ 144	722,404
	4 非常備消防費	195,399	△ 6,008	189,391
歳出合計		9,991,759	49,961	10,041,720

第2表

繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
5. 消 防 費	5. 消防施設整備費	川内消防分署水槽付ポンプ自動車整備事業	85,636千円

第3表

地 方 債 補 正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下北地域新ごみ処理施設建設事業	1,821,200	普通貸借	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方法による 借入れにお いては当該 見直し後の 利率)	借入先融資 条件による	1,851,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

一般会計補正予算に関する説明書

(歳 入)

(単位 千円)

	補正前の額	補 正 額	計
1. 分 担 金 及 び 負 担 金	6,623,739	△ 157,949	6,465,790
3. 国 庫 支 出 金	1,086,381	184,118	1,270,499
7. 諸 収 入	199,428	△ 6,008	193,420
8. 組 合 債	1,902,900	29,800	1,932,700
歳 入 合 計	9,991,759	49,961	10,041,720

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総 務 費	106,604	52,838	159,442				52,838
4. 衛 生 費	6,401,832	0	6,401,832	184,118	29,800		△ 213,918
5. 消 防 費	3,169,139	△ 2,877	3,166,262				△ 2,877
歳 出 合 計	9,991,759	49,961	10,041,720	184,118	29,800	0	△ 163,957

第1款 分担金及び負担金
第1項 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 衛生費負担金	3,388,105	△ 161,080	3,227,025	1 塵芥処理費負担金	△ 161,080	負担金は、（別表）令和４年度市町村負担金明細書のとおり。
5 消防費負担金	2,839,788	3,131	2,842,919	2 消防署費負担金	3,275	
				3 消防分署費負担金	△ 144	
計	6,623,739	△ 157,949	6,465,790			

第1項		国庫補助金		節		（単位：千円）	
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	説明	
1 ごみ処理施設整備事業費国庫補助金	1,086,381	184,118	1,270,499	1 ごみ処理施設整備事業費国庫補助金	184,118	循環型社会形成推進交付金	
計	1,086,381	184,118	1,270,499				

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 消防費受託事業収入	186,940	△ 6,008	180,932	5 大間町非常備消防費受託事業収入	△ 5,008	
				6 東通村非常備消防費受託事業収入	△ 1,000	
計	186,940	△ 6,008	180,932			

第1項 雑収益		第2項 雑損失		節		説明
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	
1 衛生債	1,821,200	29,800	1,851,000	1 衛生債	29,800	一般廃棄物処理事業債
計	1,902,900	29,800	1,932,700			

- 9 -

歳出

第2款 総務費
第1項 総務管理費

(単位 千円)

（単位：千円）										
目	補 正 前 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
4 財政調整基金費	2	52,838	52,840				52,838	24 積立金	52,838	財政調整基金積立て
計	106,133	52,838	158,971	0	0	0	52,838			

第4款 衛生費
第1項 清掃費

(単位 千円)

目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
7 ごみ処理施設整備事業費	4,012,661	0	4,012,661	184,118	29,800		△ 213,918			財源更正
計	6,401,832	0	6,401,832	184,118	29,800	0	△ 213,918			

第5款 消防費
第2項 消防署費

(単位 千円)

補正額の財源内訳											
目	補正前額	補正額	計	特 定 財 源				一般財源	節		説 明
				国 支 出 金	県 金	地 方 債	そ の 他		区 分	金 額	
1 むつ署費	460,052	4,232	464,284				4,232	3 職員手当等	4,232	時間外手当	
4 大間署費	243,396	△ 539	242,857				△ 539	3 職員手当等	△ 596	決算見込み	
								4 共済費	676		
								8 旅費	△ 619		
5 東通署費	384,114	△ 418	383,696				△ 418	3 職員手当等	△ 581	決算見込み	
								4 共済費	513		
								8 旅費	△ 350		
計	1,783,630	3,275	1,786,905	0	0	0	3,275				

第5款 消防費
第3項 消防分署費

(単位 千円)

第3表 消防庁管外											（単位：円）
目	補 正 前 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出 金	県 金	地 方 債	そ の 他				
3 風間浦分署 費	190,105	△ 144	189,961				△ 144	3 職員手当等	△ 491	決算見込み	
								4 共済費	347		
計	722,548	△ 144	722,404	0	0	0	△ 144				

第5款 消防費
第4項 非常備消防費

(単位 千円)

	補 正 前 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
5 大間町非常 備消防費	29,047	△ 5,008	24,039				△ 5,008	7 報償費	△ 74	決算見込み
								8 旅費	△ 3,071	
								10 需用費	△ 1,402	
								12 委託料	△ 15	
								13 使用料及び 賃借料	△ 446	
6 東通村非常 備消防費	31,227	△ 1,000	30,227				△ 1,000	8 旅費	△ 1,000	決算見込み
計	195,399	△ 6,008	189,391	0	0	0	△ 6,008			

歳出合計	補 正 前 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	9,991,759	49,961	10,041,720	184,118	29,800	0	△ 163,957	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(9) 290	13,596	1,178,925	793,960	1,986,481	578,667	2,565,148	
補 正 前	(9) 291	13,596	1,178,925	795,628	1,988,149	577,131	2,565,280	
比 較	(1) △ 1	0	0	△ 1,668	△ 1,668	1,536	△ 132	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後	54,555	23,258	8,453	14,046	260,443	189,894	22,935	24,878	136,212	26,751	32,535
	補正前	54,968	23,509	8,424	14,046	260,427	189,894	23,121	25,283	136,212	27,059	32,685
	比 較	△ 413	△ 251	29	0	16	0	△ 186	△ 405	0	△ 308	△ 150

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 290	1,178,103	791,830	1,969,933	576,118	2,546,051	
補 正 前	(0) 291	1,178,103	793,498	1,971,601	574,582	2,546,183	
比 較	(0) △ 1	0	△ 1,668	△ 1,668	1,536	△ 132	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後	54,555	22,688	8,453	14,046	259,005	189,894	22,935	24,878	136,090	26,751	32,535
	補正前	54,968	22,939	8,424	14,046	258,989	189,894	23,121	25,283	136,090	27,059	32,685
	比 較	△ 413	△ 251	29	0	16	0	△ 186	△ 405	0	△ 308	△ 150

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(9) 0	13,596	822	2,130	16,548	2,549	19,097	
補 正 前	(9) 0	13,596	822	2,130	16,548	2,549	19,097	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後	0	570	0	0	1,438	0	0	0	122	0	0
	補正前	0	570	0	0	1,438	0	0	0	122	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2)報酬、給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	昇給に伴う増減分	0	
		制度改正に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0	
職 員 手当等	△ 1,668	昇給に伴う増減分	0	
		制度改正に伴う増加分	0	
		その他の増減分	△ 1,668	・会計年度任用職員以外の職員 扶養手当 △ 413 通勤手当 △ 251 特殊勤務手当 29 管理職手当 0 期末手当 16 勤勉手当 0 寒冷地手当 △ 186 住居手当 △ 405 時間外勤務手当 0 夜間勤務手当 △ 308 児童手当 △ 150

令和4年度 市 町 村 負 担 金 明 細 書

(単位 千円)

区分 市町村	衛生費（ごみ処理施設整備費負担金）			衛生費負担金合計		
	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計
む つ 市	812,959	△ 158,086	654,873	2,320,078	△ 158,086	2,161,992
大 間 町	91,855	△ 924	90,931	284,147	△ 924	283,223
東 通 村	98,128	△ 968	97,160	296,613	△ 968	295,645
風 間 浦 村	47,304	△ 524	46,780	136,272	△ 524	135,748
佐 井 村	49,834	△ 578	49,256	141,695	△ 578	141,117
野 辺 地 町	-	-	-	95,517	0	95,517
横 浜 町	-	-	-	36,604	0	36,604
六ヶ所村	-	-	-	77,179	0	77,179
計	1,100,080	△ 161,080	939,000	3,388,105	△ 161,080	3,227,025

(単位 千円)

区分 市町村	消 防 費								
	消防署費負担金（むつ）			消防署費負担金（大間）			消防署費負担金（東通）		
	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計
む つ 市	981,263	4,232	985,495	-	-	-	-	-	-
大 間 町	-	-	-	417,785	△ 539	417,246	-	-	-
東 通 村	-	-	-	-	-	-	370,742	△ 418	370,324
風 間 浦 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐 井 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
野 辺 地 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横 浜 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六ヶ所村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	981,263	4,232	985,495	417,785	△ 539	417,246	370,742	△ 418	370,324

(単位 千円)

区分 市町村	消防署費負担金合計			消 防 費			消防分費負担金合計		
	補正前	補正額	計	消防分署費負担金（風間浦）			補正前	補正額	計
	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計
む つ 市	981,263	4,232	985,495	-	-	-	397,808	0	397,808
大 間 町	417,785	△ 539	417,246	-	-	-	-	-	-
東 通 村	370,742	△ 418	370,324	-	-	-	-	-	-
風 間 浦 村	-	-	-	187,105	△ 144	186,961	187,105	△ 144	186,961
佐 井 村	-	-	-	-	-	-	160,568	0	160,568
野 辺 地 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横 浜 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
六ヶ所村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,769,790	3,275	1,773,065	187,105	△ 144	186,961	745,481	△ 144	745,337

(単位 千円)

区分 市町村	消防費負担金合計			負担金合計		
	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計
む つ 市	1,583,611	4,232	1,587,843	4,145,910	△ 153,854	3,992,056
大 間 町	451,828	△ 539	451,289	775,100	△ 1,463	773,637
東 通 村	409,555	△ 418	409,137	751,644	△ 1,386	750,258
風 間 浦 村	210,527	△ 144	210,383	374,356	△ 668	373,688
佐 井 村	184,267	0	184,267	354,708	△ 578	354,130
野 辺 地 町	-	-	-	100,849	0	100,849
横 浜 町	-	-	-	39,309	0	39,309
六ヶ所村	-	-	-	81,863	0	81,863
計	2,839,788	3,131	2,842,919	6,623,739	△ 157,949	6,465,790

下北地域広域行政事務組合第 1 1 8 回定例会

議 案 第 4 号 資 料

令和 4 年度下北地域広域行政事務組合
一般会計補正予算繰越明許費関係資料

○川内消防分署水槽付ポンプ自動車整備事業

1 事業概要

現在運用している水槽付ポンプ自動車は平成7年に配備され、運用開始から26年以上経過しており老朽化が著しいことから、車両を更新し消防力の強化を図る。

2 繰越明許費の金額

85,636千円

3 繰越理由

受注者において水槽付ポンプ自動車を製作するに当たり、新型コロナウイルス感染症の影響による部品供給の滞り及び製造会社による排ガスデータ不正等により車両製造の一時停止が発生し、消防専用シャシの供給に遅延が生じ年度内の納入が困難となったため。

令和 5 年度

下北地域広域行政事務組合 一般会計予算

目 次

令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算書

令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算	3 頁
第1表 歳入歳出予算	4 頁
第2表 地方債	5 頁

令和5年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算に関する説明書（参考資料）

歳入歳出予算事項別明細書

総括

（歳入）	8 頁
（歳出）	8 頁

歳入

1. 分担金及び負担金	9 頁
2. 使用料及び手数料	10 頁
3. 国庫支出金	10 頁
4. 財産収入	10 頁
5. 繰入金	11 頁
6. 繰越金	11 頁
7. 諸収入	12 頁
8. 組合債	13 頁

歳出

1. 議会費	14 頁
2. 総務費	15 頁
3. 民生費	17 頁
4. 衛生費	18 頁
5. 消防費	20 頁
6. 公債費	33 頁
7. 予備費	33 頁

◇給与費明細書	34 頁
◇債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書	39 頁
◇地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	40 頁
◇（別表）令和5年度市町村負担金明細書	41 頁

一般会計予算書

令和５年度 下北地域広域行政事務組合一般会計予算

令和５年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,663,450千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地 方 債）

第２条 地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表地方債」による。

（一時借入金）

第３条 地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの限度額は、4,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条 地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和５年３月２３日

下北地域広域行政事務組合管理者職務代理者

下北地域広域行政事務組合

代表副管理者 富 岡 宏

第1表

歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		9,079,614
	1 負担金	9,079,614
2 使用料及び手数料		83,285
	1 手数料	83,285
3 国庫支出金		2,072,831
	1 国庫補助金	2,072,831
4 財産収入		206
	1 財産運用収入	206
5 繰入金		64,841
	1 基金繰入金	64,841
6 繰越金		80
	1 繰越金	80
7 諸収入		247,393
	1 組合預金利子	1
	2 受託事業収入	233,231
	3 雑収入	14,161
8 組合債		3,115,200
	1 組合債	3,115,200
歳入合計		14,663,450

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		5,315
	1 議会費	5,315
2 総務費		100,719
	1 総務管理費	100,247
	2 監査委員費	472
3 民生費		63,195
	1 児童福祉費	63,195
4 衛生費		10,206,567
	1 清掃費	10,206,567
5 消防費		4,029,156
	1 消防本部費	353,307
	2 消防署費	2,705,417
	3 消防分署費	737,116
	4 非常備消防費	233,316
6 公債費		248,498
	1 公債費	248,498
7 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		14,663,450

第2表

地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下北地域新ごみ処理施設建設事業	千円 3,111,800	普通貸借	5.0%以内（ただし、 利率見直し方法によ る借入れにおいては 当該見直し後の利 率）	借入先融資条件によ る
消防本部ドローン整備事業	3,400			
合 計	3,115,200			

一般会計予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 分 担 金 及 び 負 担 金	9,079,614	6,254,911	2,824,703
2. 使 用 料 及 び 手 数 料	83,285	85,401	△ 2,116
3. 国 庫 支 出 金	2,072,831	1,086,381	986,450
4. 財 産 収 入	206	155	51
5. 繰 入 金	64,841	44,500	20,341
6. 繰 越 金	80	70	10
7. 諸 収 入	247,393	204,457	42,936
8. 組 合 債	3,115,200	1,930,100	1,185,100
歳 入 合 計	14,663,450	9,605,975	5,057,475

(歳 出)

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	5,315	5,258	57				5,315
2. 総 務 費	100,719	104,175	△ 3,456			29	100,690
3. 民 生 費	63,195	63,032	163				63,195
4. 衛 生 費	10,206,567	6,044,269	4,162,298	2,072,831	3,111,800	84,775	4,937,161
5. 消 防 費	4,029,156	3,147,956	881,200		3,400	12,849	4,012,907
6. 公 債 費	248,498	231,285	17,213				248,498
7. 予 備 費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	14,663,450	9,605,975	5,057,475	2,072,831	3,115,200	97,653	9,377,766

歳入

第1款 分担金及び負担金

第1項 負担金

(単位：千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 議会費負担金	5,315	5,258	57	1 議会費負担金	5,315	
2 総務費負担金	100,690	101,162	△ 472	1 総務費負担金	100,690	一般管理費負担金 96,379 財政費負担金 3,475 会計管理費負担金 364 監査委員費負担金 472
3 民生費負担金	63,195	62,532	663	1 はまゆり学園 管理費負担金	63,195	
4 衛生費負担金	4,884,323	3,035,142	1,849,181	1 塵芥処理費負 担金	4,065,600	塵芥処理費負担金 1,854,564 容器包装リサイクル費負担金 0 廃乾電池等処理費負担金 3,153 処理困難物等処理費負担金 7,553 ごみ処理施設整備事業費負担金 2,200,330
				2 し尿処理費負 担金	818,723	し尿処理費負担金 758,161 中継槽処理費負担金 60,562
5 消防費負担金	3,777,593	2,819,532	958,061	1 消防本部費負 担金	337,728	
				2 消防署費負担 金	2,704,752	むつ消防署費負担金 463,609 大畑消防署費負担金 255,106 大湊消防署費負担金 259,991 大間消防署費負担金 264,656 東通消防署費負担金 399,593 大間消防署庁舎建設事業費負担金 1,061,797
				3 消防分署費負 担金	735,113	川内消防分署費負担金 199,784 脇野沢消防分署費負担金 171,424 風間浦消防分署費負担金 191,120 佐井消防分署費負担金 162,263 川内消防分署庁舎建設事業費負担金 5,407 脇野沢消防分署庁舎建設事業費負担金 5,115
6 公債費負担金	248,498	231,285	17,213	1 民生債（しも 療改修）負担 金	8,156	
				2 民生債（はま ゆり建替）負 担金	56,178	
				3 衛生債（塵芥 処理）負担金	17,101	
				4 消防債（消防 本部）負担金	109,778	高機能消防指令センター公債費負担金 10,202 消防救急デジタル無線公債費負担金 99,387 非常用照明公債費負担金 189
				5 消防債（消防 署・分署）負 担金	40,143	むつ署非常用照明公債費負担金 377 むつ署オーバーサイト公債費負担金 485 大畑署救急車公債費負担金 6,114 大湊署庁舎建設公債費負担金 2,828 大湊署化学車公債費負担金 19,802 川内分署水槽付ポンプ車公債費負担金 10,537
				6 当座貸越負担 金	17,142	ごみ処理施設整備事業当座貸越公債費負担金 17,142
計	9,079,614	6,254,911	2,824,703			

※ 負担金は、（別表）令和5年度市町村負担金明細書のとおり。

第2款 使用料及び手数料

第1項 手数料

(単位：千円)

目	本 年 度 額	前 年 度 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 衛生手数料	82,000	84,132	△ 2,132	1 手数料	82,000	ごみ処理手数料
2 消防手数料	1,285	1,269	16	1 手数料	1,285	消防手数料
計	83,285	85,401	△ 2,116			

第3款 国庫支出金

第1項 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度 額	前 年 度 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 ごみ処理施設 整備事業費国 庫補助金	2,072,831	1,086,381	986,450	1 ごみ処理施設 整備事業費国 庫補助金	2,072,831	循環型社会形成推進交付金
計	2,072,831	1,086,381	986,450			

第4款 財産収入

第1項 財産運用収入

(単位：千円)

目	本 年 度 額	前 年 度 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 利子及び配当 金	2	2	0	1 利子及び配当 金	2	財政調整基金利子
2 土地貸付料	25	25	0	1 土地貸付料	25	塵芥処理施設 9 し尿処理施設 8 むつ消防署 6 大畑消防署 1 大湊消防署 1
3 建物貸付料	179	128	51	1 建物貸付料	179	塵芥処理施設 13 むつ消防署 26 大畑消防署 58 大湊消防署 78 大間消防署 1 川内消防分署 1 脇野沢消防分署 2
計	206	155	51			

第5款 繰入金
第1項 基金繰入金

(単位：千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金 繰入金	64,841	44,500	20,341	1 塵芥処理費繰 入金	52,838	
				2 消防本部費繰 入金	3	
				3 消防分署費繰 入金	2,000	佐井消防分署費繰入金
				4 予備費	10,000	
計	64,841	44,500	20,341			

第6款 繰越金
第1項 繰越金

(単位：千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 非常備消防費 繰越金	80	70	10	1 むつ非常備消 防費繰越金	10	
				2 川内非常備消 防費繰越金	10	
				3 大畑非常備消 防費繰越金	10	
				4 脇野沢非常備 消防費繰越金	10	
				5 大間町非常備 消防費繰越金	10	
				6 東通村非常備 消防費繰越金	10	
				7 風間浦村非常 備消防費繰越 金	10	
				8 佐井村非常備 消防費繰越金	10	
計	80	70	10			

第7款 諸収入
第1項 組合預金利子

(単位：千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 組合預金利子	1	1	0	1 組合預金利子	1	金融機関利子
計	1	1	0			

第7款 諸収入
第2項 受託事業収入

(単位：千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 消防費受託事業収入	233,231	191,969	41,262	1 むつ非常備消防費受託事業収入	67,352	
				2 川内非常備消防費受託事業収入	19,639	
				3 大畑非常備消防費受託事業収入	16,562	
				4 脇野沢非常備消防費受託事業収入	11,305	
				5 大間町非常備消防費受託事業収入	26,196	
				6 東通村非常備消防費受託事業収入	43,771	
				7 風間浦村非常備消防費受託事業収入	21,892	
				8 佐井村非常備消防費受託事業収入	26,514	
計	233,231	191,969	41,262			

第7款 諸収入
第3項 雑入

(単位：千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑入	14,161	12,487	1,674	1 雑入	14,161	雇用保険 57 自動販売機電気料 85 衛生（塵芥）有償入札拠出金 2,733 防災航空隊員人件費助成金 7,452 防災ヘリコプター運航調整交付金 897 全国消防グループ保険取扱事務費 9 消防広域応援交付金 2,528 コミュニティ助成事業費助成金 400
計	14,161	12,487	1,674			

第8款 組合債
第1項 組合債

(単位：千円)

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 衛生債	3,111,800	1,821,200	1,290,600	1 衛生債	3,111,800	下北地域新ごみ処理施設建設事業
2 消防債	3,400	108,900	△ 105,500	1 消防本部債	3,400	消防本部ドローン整備事業
計	3,115,200	1,930,100	1,185,100			

歳入合計	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	
	14,663,450	9,605,975	5,057,475	

歳出

第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
1 議会費	5,315	5,258	57				5,315	8 旅費	4,061	普通旅費 516 費用弁償 3,545
								9 交際費	100	議長交際費
								10 需用費	97	消耗品費 77 食糧費 14 燃料費 6
								11 役務費	55	郵便宅配料
								12 委託料	676	会議録作成委託料ほか
								13 使用料及び 賃借料	308	行政視察バス借上料ほか
								18 負担金補助 及び交付金	18	非常勤職員公務災害補償等組合負担金
計	5,315	5,258	57				5,315			

第2款 総務費
第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	本 年 度 前 年 度 比	年 算 額	前 年 算 額	較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
					特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
					国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	96,405	100,129	△ 3,724			26	96,379	1 報酬	4,940	産業医報酬 360	
								2 給料	38,602	給与費 12人 85,842 職員9人 会計年度任用職員3人	
								3 職員手当等	23,480		
								4 共済費	19,180		
								8 旅費	382	普通旅費 310 費用弁償 72	
								9 交際費	100	管理者交際費	
								10 需用費	604	消耗品費 334 印刷製本費 132 燃料費 99 修繕費 39	
								11 役務費	952	電話料 240 保険料 80 郵便宅配料 228 手数料 404	
								12 委託料	3,618	給与計算処理業務委託料ほか	
								13 使用料及び賃借料	1,152	コピー機使用料ほか	
								18 負担金補助及び交付金	3,362	人事給与システム改修負担金ほか	
								26 公課費	33	自動車重量税	
2 財政費	3,475	3,215	260				3,475	10 需用費	19	消耗品費	
								11 役務費	15	郵便宅配料	
								12 委託料	1,111	公会計財務諸表作成委託料	
								13 使用料及び賃借料	1,670	財務会計システム使用料ほか	
								18 負担金補助及び交付金	660	公会計集約システム使用負担金	

(単位：千円)

（単位：千円）

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
3 会計管理費	365	358	7			1	364	10 需用費	253	消耗品 印刷製本費 41 212
								11 役務費	112	小切手帳発行手数料ほか
4 財政調整基金費	2	2	0			2		24 積立金	2	財政調整基金利子積立金
計	100,247	103,704	△ 3,457			29	100,218			

第2款 総務費
第2項 監査委員費

(単位：千円)

監査委員費										
目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
1 監査委員費	472	471	1				472	1 報酬	312	監査委員報酬
								8 旅費	154	費用弁償
								10 需用費	6	消耗品費
計	472	471	1				472			

第3款 民生費
第1項 児童福祉費

(単位：千円)

第1項 元金償還費												
目	本 予 算	年 算 額	前 予 算	年 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
						特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
						国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
1 はまゆり学 園管理費	63,195	63,032	163				63,195	10 需用費	374	修繕費		
								11 役務費	38	保険料		
								12 委託料	62,783	指定管理料		
計	63,195	63,032	163				63,195					

第4款 衛生費
第1項 清掃費

(単位：千円)

目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
1 塵芥処理費	1,936,767	1,274,634	662,133			82,203	1,854,564	2 給料	12,449	給与費 職員3人 25,624
								3 職員手当等	7,602	
								4 共済費	5,573	
								7 報償費	1,282	一般廃棄物等処分委託契約顧問弁 護士委託料ほか
								8 旅費	50	普通旅費
								10 需用費	914,743	消耗品費 燃料費 電気料 修繕費 1,395 372,986 537,487 2,875
								11 役務費	836	電話料 保険料 郵便宅配料 手数料 109 395 68 264
								12 委託料	992,842	一般廃棄物等処分事業ごみ処分委 託料ほか
								13 使用料及び 賃借料	212	コピー機使用料ほか
								18 負担金補助 及び交付金	143	情報ネットワーク負担金ほか
								26 公課費	1,035	公害健康補償汚染負荷量賦課金ほ か
2 容器包装リ サイクル費	2,552	2,612	△ 60			2,552		10 需用費	230	消耗品費
								12 委託料	2,322	ペットボトル圧縮梱包機点検委託 料ほか
3 廃乾電池等 処理費	3,153	2,715	438				3,153	10 需用費	380	消耗品費
								12 委託料	2,722	廃乾電池等広域処理委託料ほか
								18 負担金補助 及び交付金	51	全国都市清掃会議負担金
4 処理困難物 等処理費	7,553	7,840	△ 287				7,553	12 委託料	7,553	処理困難物等処理委託料
5 し尿処理費	758,181	685,205	72,976			20	758,161	1 報酬	1,687	し尿収集問題等協議会委員報酬 143 給与費 3人 職員2人 会計年度任用職員1人 21,097
								2 給料	9,333	
								3 職員手当等	5,624	
								4 共済費	4,596	
								8 旅費	197	

(単位：千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他					
								10 需用費	161,301	消耗品費 燃料費 電気料 修繕費	11,102 90 150,000 109
								11 役務費	367	電話料 保険料 郵便宅配料 手数料	120 229 12 6
								12 委託料	574,520	汚泥再生処理施設包括的運転管理 業務委託料ほか	
								13 使用料及び 賃借料	129	コピー機使用料ほか	
								18 負担金補助 及び交付金	289	全国都市清掃会議負担金ほか	
								26 公課費	138	公害健康補償汚染負荷量賦課金ほ か	
6 中継槽処理 費	60,562	58,602	1,960				60,562	11 役務費	198	手数料	
								12 委託料	60,324	し尿等運搬業務委託料ほか	
								13 使用料及び 賃借料	40	中継槽搬入路敷地土地借上料	
7 ごみ処理施 設整備事業 費	7,437,799	4,012,661	3,425,138	2,072,831	3,111,800		2,253,168	7 報償費	168	下北地域新ごみ処理施設運営事業 者選定委員会委員報酬	
								8 旅費	1,559	普通旅費 費用弁償	1,362 197
								10 需用費	556	消耗品費 印刷製本費	100 456
								11 役務費	20	郵便宅配料	
								12 委託料	250,370	下北地域新ごみ処理施設整備事業 に係る工事監理業務委託料ほか	
								13 使用料及び 賃借料	5	土地借上料	
								14 工事請負費	7,185,121	下北地域新ごみ処理施設建設事業 ほか	
計	10,206,567	6,044,269	4,162,298	2,072,831	3,111,800	84,775	4,937,161				

第5款 消防費
第1項 消防本部費

(単位：千円)

目	本 年 度 前 年 度 比	年 算 額	前 年 算 額	較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
					特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
					国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
1 本部費	350,779	338,575	12,204		3,400	9,648	337,731	1 報酬	4,197	給与費 30人 270,048 職員28人 会計年度任用職員 2 人	
								2 給料	123,491		
								3 職員手当等	81,328		
								4 共済費	61,032		
								7 報償費	110	表彰記念品ほか	
								8 旅費	2,665	普通旅費 1,234 研修旅費 1,383 費用弁償 48	
								9 交際費	50	消防長交際費	
								10 需用費	11,436	消耗品費 2,670 印刷製本費 195 食糧費 21 燃料費 2,270 電気料 5,148 修繕費 456 上下水道料 676	
								11 役務費	15,078	電話料 13,960 保険料 567 自賠責保険料 57 郵便宅配料 97 手数料 397	
								12 委託料	39,884	高機能指令センター保守管理業務 委託料ほか	
								13 使用料及び 賃借料	5,013	財務会計システム使用料ほか	
								17 備品購入費	3,952	ドローン購入費ほか	
								18 負担金補助 及び交付金	2,357	青森県総合防災情報システム負担 金ほか	
								26 公課費	186	自動車重量税	
2 消防援助活動費	2,528	2,528	0			2,528	0	3 職員手当等	1,496	時間外手当ほか	
								8 旅費	478	普通旅費	
								10 需用費	554	消耗品費 54 食糧費 136 燃料費 364	
計	353,307	341,103	12,204		3,400	12,176	337,731				

第5款 消防費
第2項 消防署費

(単位：千円)

目	本 年 算 額	前 年 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
1 むつ署費	464,041	456,752	7,289			432	463,609	1 報酬	2,435	給与費 50人 407,403 職員49人 会計年度任用職員 1 人
								2 給料	187,983	
								3 職員手当等	123,965	
								4 共済費	93,020	
								7 報償費	24	行事記念品ほか
								8 旅費	2,420	普通旅費 65 研修旅費 2,230 費用弁償 125
								10 需用費	23,389	消耗品費 2,364 印刷製本費 44 食糧費 590 燃料費 5,083 電気料 7,475 修繕費 1,643 医薬材料費 4,838 上下水道料 1,352
								11 役務費	4,551	電話料 867 保険料 320 自賠責保険料 48 郵便宅配料 22 手数料 3,294
								12 委託料	7,325	建物清掃業務委託料ほか
								13 使用料及び賃借料	1,561	コピー機使用料ほか
								17 備品購入費	15,315	消防用備品ほか
								18 負担金補助及び交付金	1,921	救急救命東京研修所研修受講負担金ほか
26 公課費	132	自動車重量税ほか								
2 大畑署費	255,220	254,707	513			114	255,106	1 報酬	2,435	給与費 28人 235,434 職員27人 会計年度任用職員1人
								2 給料	106,935	
								3 職員手当等	72,301	
								4 共済費	53,763	
								7 報償費	44	行事記念品
								8 旅費	125	費用弁償
								10 需用費	9,037	消耗品費ほか 1,058 燃料費 1,268 電気料 5,017 修繕費 1,274 上下水道料 420

(単位：千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
								11 役務費	1,990	電話料 591 保険料 296 自賠責保険料 30 郵便宅配料 5 手数料 1,068
								12 委託料	5,271	建物清掃業務委託料ほか
								13 使用料及び賃借料	893	コピー機使用料ほか
								15 原材料費	26	コンパネ
								17 備品購入費	2,024	消防用備品ほか
								18 負担金補助及び交付金	91	情報ネットワーク負担金ほか
								26 公課費	285	自動車重量税
3 大湊署費	260,109	254,795	5,314			118	259,991	1 報酬	2,435	給与費 28人 239,731 職員27人 会計年度任用職員 1人
								2 給料	109,633	
								3 職員手当等	72,753	
								4 共済費	54,910	
								8 旅費	93	普通旅費 69 費用弁償 24
								10 需用費	9,553	消耗品費 2,419 印刷製本費 10 食糧費 5 燃料費 1,401 電気料 4,348 修繕費 1,034 上下水道料 336
								11 役務費	3,541	電話料 915 保険料 250 自賠責保険料 31 郵便宅配料 15 手数料 2,330
								12 委託料	3,909	建物清掃業務委託料ほか
								13 使用料及び賃借料	1,166	コピー機使用料ほか
								15 原材料費	96	コンパネ
								17 備品購入費	1,790	消防用備品ほか
								18 負担金補助及び交付金	159	情報ネットワーク負担金ほか
								26 公課費	71	自動車重量税

(単位：千円)

（単位：千円）

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
4 大間署費	264,657	243,993	20,664			1	264,656	2 給料	115,287	給与費 29人 236,592
								3 職員手当等	67,724	
								4 共済費	53,581	
								8 旅費	5,483	普通旅費 4,948 研修旅費 535
								10 需用費	8,675	消耗品費 2,360 印刷製本費 79 燃料費 2,049 電気料 1,693 修繕費 926 医薬材料費 1,407 上下水道料 161
								11 役務費	2,182	電話料 603 保険料 145 自賠責保険料 8 郵便宅配料 43 手数料 1,383
								12 委託料	2,186	救急救命士気管挿管実習委託料ほか
								13 使用料及び賃借料	492	コピー機使用料ほか
								15 原材料費	30	看板材料費
								17 備品購入費	8,840	消防用備品ほか
								18 負担金補助及び交付金	152	会議負担金ほか
								26 公課費	25	自動車重量税
5 東通署費	399,593	380,742	18,851				399,593	2 給料	173,009	給与費 49人 374,022
								3 職員手当等	116,652	
								4 共済費	84,361	
								7 報償費	44	幼年消防クラブ卒園記念品ほか
								8 旅費	2,034	普通旅費 311 研修旅費 1,723
								10 需用費	9,910	消耗品費 2,684 印刷製本費 86 食糧費 47 燃料費 3,468 電気料 1,080 修繕費 1,746 医薬材料費 583 上下水道料 216

(単位：千円)

（単位：千円）

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他					
								11 役務費	2,272	電話料 保険料 自賠責保険料 手数料	841 389 62 980
								12 委託料	1,753	救急救命士気管挿管実習委託料ほか	
								13 使用料及び 賃借料	384	コピー機使用料ほか	
								14 工事請負費	3,000	庁舎仮眠室改修工事	
								15 原材料費	100	看板材料	
								17 備品購入費	3,736	消防用備品ほか	
								18 負担金補助 及び交付金	1,705	救急救命東京研修所研修受講負担金	
								26 公課費	633	自動車重量税ほか	
6 大間署庁舎 建設事業費	1,061,797	174,390	887,407				1,061,797	12 委託料	42,859	工事施工監理業務委託料ほか	
								13 使用料及び 賃借料	146	自動車借上料	
								14 工事請負費	960,000	建設工事費	
								17 備品購入費	58,792	庁舎用器具備品ほか	
計	2,705,417	1,765,379	940,038		0	665	2,704,752				

第5款 消防費
第3項 消防分署費

(単位：千円)

第6表 消防庁管見										
目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
1 川内分署費	199,785	192,388	7,397			1	199,784	2 給料	88,704	給与費 21人 190,532
								3 職員手当等	58,002	
								4 共済費	43,826	
								8 旅費	20	普通旅費
								10 需用費	3,889	消耗品費 1,127 印刷製本費 17 燃料費 1,128 電気料 793 修繕費 511 上下水道料 163 建物修繕料 150

(単位：千円)

目	本 年 算 額	前 年 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
								11 役務費	2, 104	電話料 650 保険料 166 自賠責保険料 24 郵便宅配料 5 手数料 1, 259
								12 委託料	621	一般廃棄物収集運搬業務委託料ほか
								13 使用料及び賃借料	782	コピー機使用料ほか
								17 備品購入費	1, 667	消防用備品ほか
								18 負担金補助及び交付金	65	情報ネットワーク負担金ほか
								26 公課費	105	自動車重量税
2 脇野沢分署費	171, 426	169, 060	2, 366			2	171, 424	2 給料	73, 608	給与費 17人 162, 836
								3 職員手当等	52, 153	
								4 共済費	37, 075	
								8 旅費	82	普通旅費
								10 需用費	3, 949	消耗品費 1, 098 燃料費 1, 142 電気料 711 修繕費 897 上下水道料 101
								11 役務費	1, 892	電話料 651 保険料 139 自賠責保険料 24 郵便宅配料 7 手数料 1, 071
								12 委託料	788	一般廃棄物収集運搬業務委託料ほか
								13 使用料及び賃借料	647	コピー機使用料ほか
								15 原材料費	30	コンパネほか
								17 備品購入費	990	消防用備品ほか
								18 負担金補助及び交付金	65	情報ネットワーク負担金ほか
								26 公課費	147	自動車重量税
3 風間浦分署費	191, 120	181, 994	9, 126				191, 120	2 給料	80, 946	給与費 19人 179, 722
								3 職員手当等	58, 243	
								4 共済費	40, 533	

(単位：千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他					
								7 報償費	10	火災予防運動防火広報謝礼	
								8 旅費	787	普通旅費 研修旅費	297 490
								10 需用費	4,437	消耗品費 印刷製本費 食糧費 燃料費 電気料 修繕費 医薬材料費 上下水道料	1,170 10 4 1,500 858 300 569 26
								11 役務費	1,646	電話料 保険料 郵便宅配料 手数料	532 111 13 990
								12 委託料	348	職員健康診断委託料ほか	
								13 使用料及び 賃借料	284	コピー機使用料ほか	
								15 原材料費	15	看板材料	
								17 備品購入費	3,785	消防用備品ほか	
								18 負担金補助 及び交付金	86	会議負担金ほか	
4 佐井分署費	164,263	159,981	4,282				164,263	2 給料	68,980	給与費 18人	151,143
								3 職員手当等	48,718		
								4 共済費	33,445		
								8 旅費	1,030	普通旅費 研修旅費	391 639
								10 需用費	6,341	消耗品費 食糧費 燃料費 電気料 修繕費 医薬材料費 上下水道料	1,977 4 764 2,574 483 341 198
								11 役務費	2,025	電話料 保険料 郵便宅配料 手数料	738 105 5 1,177
								12 委託料	357	自動ドア保守点検業務委託料 ほか	
								13 使用料及び 賃借料	179	コピー機使用料ほか	
								15 原材料費	54	コンパネほか	

(単位：千円)

（単位：千円）

目	本 年 度 前 年 度 比	前 年 度 比	較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
								17 備品購入費	3,097	消防用備品ほか
								18 負担金補助 及び交付金	37	会議負担金ほか
5 川内分署庁 舎建設事業 費	5,407		5,407				5,407	12 委託料	5,407	候補地地質調査業務委託料
6 脇野沢分署 庁舎建設事 業費	5,115		5,115				5,115	12 委託料	5,115	候補地地質調査業務委託料
計	737,116	703,423	33,693			3	737,113			

第5款 消防費
第4項 非常備消防費

(単位：千円)

第4項		非常備消防費				本年度の財源内訳			節			
目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	特定財源			一般財源	区分	金額	説明		
				国県 支出金	地方債	その他						
1 むつ非常備 消防費	67,367	55,256	12,111			5	67,362	1 報酬	26,095	消防団員報酬425人	24,551	
										会計年度任用職員報酬	1,544	
								3 職員手当等	179	会計年度任用職員1人	500	
								4 共済費	321			
								7 報償費	364	消防協力者記念品ほか		
								8 旅費	743	普通旅費	22	
										費用弁償	721	
								9 交際費	75	団長交際費		
								10 需用費	6,435	消耗品費	1,364	
										印刷製本費	135	
		食糧費	1,591									
		燃料費	850									
		電気料	390									
		修繕費	1,665									
		上下水道料	260									
		建物修繕費	180									
		11 役務費	3,078	電話料	133							
				保険料	1,265							
				自賠責保険料	100							
				郵便宅配料	76							
				手数料	1,504							
				12 委託料	8	会計年度任用職員定期健康診断委託料						
				13 使用料及び賃借料	712	会場借上料ほか						
				17 備品購入費	284	消防用備品ほか						
				18 負担金補助及び交付金	28,429	青森県市町村総合事務組合負担金ほか						

(単位：千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他					
								26 公課費	644	自動車重量税	
2 川内非常備 消防費	19,649	12,829	6,820				19,649	1 報酬	13,905	消防団員報酬256人	
								8 旅費	525	普通旅費 費用弁償	33 492
								9 交際費	20	団長交際費	
								10 需用費	3,717	消耗品費 印刷製本費 食糧費 燃料費 電気料 修繕費 上下水道料 建物修繕費	697 17 380 398 367 1,127 340 391
								11 役務費	402	自賠責保険料 郵便宅配料 手数料	70 23 309
								13 使用料及び 賃借料	72	自動車借上料	
								17 備品購入費	607	消防用備品ほか	
								18 負担金補助 及び交付金	12	会議負担金	
								26 公課費	389	自動車重量税	
								3 大畑非常備 消防費	16,572	12,650	3,922
7 報償費	36	行事協力者謝礼									
8 旅費	1,252	普通旅費 費用弁償	36 1,216								
9 交際費	20	団長交際費									
10 需用費	3,054	消耗品費 印刷製本費 食糧費 燃料費 電気料 修繕費 上下水道料	997 32 391 589 144 791 110								
11 役務費	259	自賠責保険料 郵便宅配料 手数料	54 33 172								
17 備品購入費	735	消防用備品ほか									
18 負担金補助 及び交付金	12	会議負担金									
26 公課費	306	自動車重量税									

(単位：千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他					
4 脇野沢非常 備消防費	11,315	9,835	1,480				11,315	1 報酬	6,666	消防団員報酬94人	
								7 報償費	30	出初式協力者謝礼	
								8 旅費	803	普通旅費 費用弁償	36 767
								9 交際費	20	団長交際費	
								10 需用費	2,643	消耗品費 印刷製本費 食糧費 燃料費 電気料 修繕費 上下水道料 建物修繕費	853 11 344 172 254 557 252 200
								11 役務費	353	自賠責保険料 郵便宅配料 手数料	24 25 304
								13 使用料及び 賃借料	177	自動車借上料	
								17 備品購入費	496	消防用備品ほか	
								18 負担金補助 及び交付金	15	会議負担金	
								26 公課費	112	自動車重量税	
5 大間町非常 備消防費	26,206	29,047	△ 2,841				26,206	1 報酬	9,195	消防団員報酬140人 その他報酬	9,075 120
								7 報償費	155	消防協力者等記念品	
								8 旅費	773	普通旅費 費用弁償	107 666
								10 需用費	5,431	消耗品費 印刷製本費 食糧費 燃料費 電気料 修繕費 上下水道料	806 30 2,182 955 240 1,106 112
								11 役務費	1,262	電話料 保険料 自賠責保険料 郵便宅配料 手数料	132 756 54 55 265
								13 使用料及び 賃借料	391	自動車借上料ほか	
								15 原材料費	50	ホース箱材料	
								17 備品購入費	4,204	消防用備品ほか	

(単位：千円)

目	本 年 算 額	前 年 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
								18 負担金補助 及び交付金	4,293	青森県市町村総合事務組合負担金 ほか
								26 公課費	452	自動車重量税
6 東通村非常 備消防費	43,781	31,227	12,554				43,781	1 報酬	22,042	消防団員報酬368人
								7 報償費	456	消防協力者等記念品
								8 旅費	806	普通旅費 費用弁償 33 773
								10 需用費	7,239	消耗品費 印刷製本費 食糧費 燃料費 電気料 修繕費 上下水道料 583 27 2,441 540 600 2,414 634
								11 役務費	557	自賠責保険料 郵便宅配料 手数料 93 74 390
								12 委託料	500	観閲式放水演習用ダム設置委託料
								13 使用料及び 賃借料	216	放送用機器借上料ほか
								15 原材料費	30	消防施設標柱材料費
								17 備品購入費	370	消防用備品ほか
								18 負担金補助 及び交付金	11,013	青森県市町村総合事務組合負担金 ほか
								19 扶助費	30	消防団員見舞金
								26 公課費	522	自動車重量税
7 風間浦村非常 備消防費	21,902	17,987	3,915				21,902	1 報酬	6,985	消防団員報酬130人
								7 報償費	385	消防協力者等記念品
								8 旅費	490	普通旅費 費用弁償 60 430
								9 交際費	40	団長交際費
								10 需用費	5,494	消耗品費 食糧費 燃料費 電気料 修繕費 上下水道料 1,565 1,271 845 219 1,474 120

(単位：千円)

（単位：千円）

目	本 年 算 額	前 年 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他					
								11 役務費	1,842	電話料 保険料 自賠責保険料 郵便宅配料 手数料	144 1,284 54 22 338
								13 使用料及び 賃借料	359	消防屯所用地借上料ほか	
								15 原材料費	150	消防水利関係材料費	
								17 備品購入費	2,257	消防用備品ほか	
								18 負担金補助 及び交付金	3,373	青森県市町村総合事務組合負担金 ほか	
								26 公課費	527	自動車重量税	
8 佐井村非常 備消防費	26,524	23,213	3,311				26,524	1 報酬	12,493	消防団員報酬180人	
								8 旅費	400	普通旅費 費用弁償	148 252
								9 交際費	60	団長交際費	
								10 需用費	5,718	消耗品費 食糧費 燃料費 電気料 修繕費 上下水道料	887 1,636 964 181 1,704 346
								11 役務費	1,864	電話料 保険料 自賠責保険料 郵便宅配料 手数料	338 1,211 47 37 231
								13 使用料及び 賃借料	164	会場借上料ほか	
								15 原材料費	41	防火水槽上蓋凍結防止枠製作材料	
								17 備品購入費	1,133	消防用備品ほか	
								18 負担金補助 及び交付金	4,262	青森県市町村総合事務組合負担金 ほか	
								26 公課費	389	自動車重量税	
計	233,316	192,044	41,272			5	233,311				

第5款 消防費
項 消防施設整備費

(単位：千円)

目	本 予 算 額	前 予 算 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
	0	146,007	△ 146,007						(廃項)	
計	0	146,007	△ 146,007							

第6款 公債費
第1項 公債費

(単位：千円)

目	本 年 度 前 年 度 比 較	前 年 度 前 年 度 比 較	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
1 元金	215, 448	215, 016	432				215, 448	22 償還金 利子 及び 割引料	215, 448	長期債元金 民生債（しも療改修） 7, 597 民生債（はまゆり建替） 53, 618 衛生債（新ごみ処理施設） 5, 074 消防債（本部・デジタル） 99, 039 消防債（高機能改修） 8, 000 消防債（高機能機器改修） 2, 200 消防債（本部・非常用照明） 187 消防債（むつ署・非常用照明） 373 消防債（むつ署・オーバーサイト） 480 消防債（大湊署・庁舎建設） 2, 740 消防債（大湊署・化学車） 19, 800 消防債（大畑署・救急車） 6, 000 消防債（川内分署・ポンプ車） 10, 340
2 利子	33, 050	16, 269	16, 781				33, 050	22 償還金 利子 及び 割引料	33, 050	長期債利子 民生債（しも療改修） 559 民生債（はまゆり建替） 2, 560 衛生債（新ごみ処理施設） 12, 027 消防債（本部・デジタル） 348 消防債（高機能改修） 1 消防債（高機能機器改修） 1 消防債（本部・非常用照明） 2 消防債（むつ署・非常用照明） 4 消防債（むつ署・オーバーサイト） 5 消防債（大湊署・庁舎建設） 88 消防債（大湊署・化学車） 2 消防債（大畑署・救急車） 114 消防債（川内分署・ポンプ車） 197 当座貸越利子 （新ごみ処理施設） 17, 142
計	248, 498	231, 285	17, 213				248, 498			

第7款 予備費
第1項 予備費

(単位：千円)

第1項 予備費										
目	本 年 度 前 年 度 比 較	本 年 度 前 年 度 比 較	本 年 度 前 年 度 比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予備費	10,000	10,000	0				10,000			
計	10,000	10,000	0				10,000			

歳出合計	本 年 度 前 年 度 比 較	本 年 度 前 年 度 比 較	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地 方 債	そ の 他				
	14,663,450	9,605,975	5,057,475	2,072,831	3,115,200	97,653	9,377,766			

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報 酬	給料	通勤手当等	期末手当	寒冷地手当	計			
本年度	長 等							0	0	0	
	議 員							0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	3	672					672	0	672	
	計	3	672	0	0	0	0	672	0	672	
前年度	長 等							0	0	0	
	議 員							0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	3	672					672	0	672	
	計	3	672	0	0	0	0	672	0	672	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
本 年 度	(11) 297	19,173	1,188,960	791,433	1,999,566	549,081	2,548,647	
前 年 度	(13) 296	12,679	1,171,592	769,478	1,953,749	574,671	2,528,420	
比 較	(△2) 1	6,494	17,368	21,955	45,817	△ 25,590	20,227	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	児童手当 (千円)
	本年度	56,022	24,291	9,494	12,858	263,011	206,486	23,269	27,069	107,474	26,779	34,680
	前年度	55,398	22,989	7,457	14,046	258,130	184,682	23,252	26,916	115,955	26,543	34,110
	比 較	624	1,302	2,037	△ 1,188	4,881	21,804	17	153	△ 8,481	236	570

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）数及び会計年度任用職員のうち、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職員手当等(千円)	計 (千円)			
本 年 度	(0) 297	1,188,135	788,722	1,976,857	546,035	2,522,892	
前 年 度	(0) 296	1,170,770	767,736	1,938,506	572,311	2,510,817	
比 較	(0) 1	17,365	20,986	38,351	△ 26,276	12,075	

職 員 手当等 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	児童手当 (千円)
	本年度	56,022	23,791	9,494	12,858	260,800	206,486	23,269	27,069	107,474	26,779	34,680
	前年度	55,398	22,685	7,457	14,046	256,692	184,682	23,252	26,916	115,955	26,543	34,110
	比 較	624	1,106	2,037	△ 1,188	4,108	21,804	17	153	△ 8,481	236	570

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
本 年 度	(11) 0	19,173	825	2,711	22,709	3,046	25,755	
前 年 度	(13) 0	12,679	822	1,742	15,243	2,360	17,603	
比 較	(△2) 0	6,494	3	969	7,466	686	8,152	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	児童手当 (千円)
	本年度	0	500	0	0	2,211	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	304	0	0	1,438	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	196	0	0	773	0	0	0	0	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	17,368	給与改定に伴う 増 減 分	0	・ 定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員以外の職員 改定率 % 給与改定実施時期 無し 0千円
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	3,998	・ 会計年度任用職員以外の職員 昇給期 昇給対象 昇給分 1月 297人 3,998千円 ・ 会計年度任用職員 昇給期 昇給対象 昇給分 4月 0人 0千円
		その他の増減分	13,370	・ 職員の異動状況 会計年度任用職員以外の職員 会計年度任用職員以外の職員 (定年前再任用短時間勤務職員) 本年度 297 人 本年度 0 人 前年度 296 人 前年度 0 人 比較 1 人 比較 0 人 会計年度任用職員 本年度 1 人 前年度 1 人 比較 0 人
職 員 手 当 等	21,955	制度改正に伴う 増 減 分	10,149	・ 会計年度任用職員以外の職員 期末手当 0 勤 勉 手 当 10,149
		その他の増減分	11,806	・ 会計年度任用職員以外の職員 扶養手当 624 通勤手当 1,106 特殊勤務手当 2,037 管理職手当 △ 1,188 期末手当 4,108 勤 勉 手 当 11,655 寒冷地手当 17 住居手当 153 時間外勤務手当 △ 8,481 夜間勤務手当 236 児童手当 570 ・ 会計年度任用職員 通勤手当 196 期末手当 773 時間外勤務手当 0

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員一人当たりの給与

区 分		一般行政職	医療職 (一)	消 防 職	技能労務職
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	358,669	-	336,167	-
	平均給与月額 (円)	419,520	-	424,642	-
	平均年齢 (歳)	48.8	-	41.4	-
令和4年1月1日現在	平均給料月額 (円)	353,020	-	330,235	-
	平均給与月額 (円)	406,079	-	413,199	-
	平均年齢 (歳)	48.7	-	40.8	-

イ 初 任 給

区 分	一般行政職	医療職（一）	消防職	技能労務職
	(円)	(円)	(円)	(円)
高 校 卒	158,900		181,100	147,900
大 学 卒	191,700	188,400	203,200	

(国の制度)

区 分	一般行政職	医療職（一）	消防職	技能労務職
	(円)	(円)	(円)	(円)
高 校 卒	158,900		178,000	147,900
大 学 卒	191,700	188,400	214,900	

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			医療職（一）			消 防 職			技能労務職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
		(人)	(%)		(人)	(%)		(人)	(%)		(人)	(%)
令和5年 1月1日 現 在	7 級	1	8.3	5 級			8 級	1	0.4	5 級		
	6 級	2	16.7	4 級			7 級	10	3.6	4 級		
	5 級	2	16.7	3 級			6 級	13	4.7	3 級		
	4 級	3	25.0	2 級			5 級	74	26.6	2 級		
	3 級	3	25.0	1 級			4 級	76	27.3	1 級		
	2 級	1	8.3				3 級	47	16.9			
	1 級						2 級	36	12.9			
							1 級	21	7.6			
	計	12	100.0	計	0	0.0	計	278	100.0	計	0	0.0
区 分	一般行政職			医療職（一）			消 防 職			技能労務職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
		(人)	(%)		(人)	(%)		(人)	(%)		(人)	(%)
令和4年 1月1日 現 在	7 級	1	7.7	5 級			8 級	1	0.4	5 級		
	6 級	1	7.7	4 級			7 級	11	3.9	4 級		
	5 級	5	38.5	3 級			6 級	14	5.0	3 級		
	4 級	2	15.3	2 級			5 級	58	20.8	2 級		
	3 級	3	23.1	1 級			4 級	81	29.1	1 級		
	2 級	1	7.7				3 級	55	19.7			
	1 級						2 級	35	12.5			
							1 級	24	8.6			
	計	13	100.0	計	0	0.0	計	279	100.0	計	0	0.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
一 般 行 政 職		事務局長	事務局次長	課 長	課長補佐	係 長	主 任	主 事
消 防 職	消 防 長	消 防 監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士

エ 昇 給

区 分		合 計	代表的な職種			
			一般行政職	医療職(一)	消 防 職	技能労務職
本年度	職 員 数 (A) (人)	297	14		283	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	297	14	0	283	0
	号級数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)	17	2	15	
		3号給 (人)	5		5	
		4号給 (人)	275	12	263	
		6号給 (人)				
		8号給 (人)				
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
前年度	職 員 数 (A) (人)	296	15		281	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	296	15	0	281	0
	号級数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)	19	3	16	
		3号給 (人)	7		7	
		4号給 (人)	270	12	258	
		6号給 (人)				
		8号給 (人)				
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.175) 2.175	(1.175) 2.175	(2.350) 4.350	有	
前 年 度	(1.125) 2.125	(1.125) 2.125	(2.250) 4.250	有	
国 の 制 度	(1.160) 2.200	(1.160) 2.200	(2.320) 4.400	有	

※ () 内は、定年前再任用短時間勤務職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・ 定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算) ・ 職務の級に応じた調整額	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・ 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) ・ 職務の級に応じた調整額	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 行 政 職	消 防 職
給料総額に対する比率（％）	1.3	0.0	1.3
支給対象職員の比率（％） （令和5年1月1日現在）	59.9	0.0	62.7
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	－	救急業務手当
	多くの職員に支給されている手当	－	救急業務手当

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	交通用具による通勤手段のうち、自動車による通勤の場合

備 考

上記のほかに、むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村から委託を受けている消防団事務の中に特別職に係るものとして、下記消防団員の報酬 106,615千円があり、特別職 672千円及び一般職 1,976,857千円との合計額 2,084,144千円が給与費の総額である。

記

事 項	人 員	金 額
むつ市消防団員報酬	935人	56,020千円
大間町消防団員報酬	140人	9,075千円
東通村消防団員報酬	368人	22,042千円
風間浦村消防団員報酬	130人	6,985千円
佐井村消防団員報酬	180人	12,493千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

事 項	限 度 額	前年度までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
はまゆり学園指定管理料	188,041	令和4年度	62,629	令和5年度 から令和6 年度まで	125,412				125,412
下北地域新ごみ処理施設整備事業費	13,064,700			令和5年度 から令和20 年度まで	13,064,700				13,064,700
大湊消防署水槽付消防ポンプ自動車 整備事業費	108,468			令和5年度 から令和6 年度まで	108,468		106,400		2,068

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度現在高 見込額	当該年度中増減見込		当該年度末現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	1,306,590	3,024,274	3,115,200	215,448	5,924,026
(1) しもきた療育園改修	64,073	56,534		7,597	48,937
(2) はまゆり学園建替	597,482	543,970		53,618	490,352
(3) ごみ処理施設整備	15,222	5,074		5,074	0
(4) 下北地域新ごみ処理施設建設事業	169,700	2,020,700	3,111,800		5,132,500
(5) 消防本部非常用照明改修	747	560		187	373
(6) 救急デジタル無線整備	297,118	198,276		99,039	99,237
(7) 高機能消防指令センター改修	24,000	16,000		8,000	8,000
(8) 高機能消防指令センター機器改修	8,800	6,600		2,200	4,400
(9) 消防本部ドローン整備			3,400		3,400
(10) むつ署訓練塔改修	1,975	0			0
(11) むつ署救急車購入	9,220	0			0
(12) むつ署非常用照明改修	1,493	1,120		373	747
(13) むつ署オーバースライダー改修	1,920	1,440		480	960
(14) 大畑消防署高規格救急自動車整備		30,000		6,000	24,000
(15) 大湊署庁舎建設	35,640	32,900		2,740	30,160
(16) 大湊署化学車整備	79,200	59,400		19,800	39,600
(17) 川内消防分署水槽付ポンプ自動車整備		51,700		10,340	41,360

令和5年度 市 町 村 負 担 金 明 細 書

(単位：千円、%)

区 分	議 会 費		総 務 費		民 生 費	
	議 員 定数制	負担金	30%均等割 70%人口割	負担金	20%均等割 60%人口割 20%利用者割	負担金
市町村						
む つ 市	47.64	2,532	53.51	53,879	64.93	41,033
大 間 町	9.52	506	9.43	9,495	8.15	5,150
東 通 村	9.52	506	10.53	10,603	11.46	7,242
風 間 浦 村	9.52	506	6.68	6,726	5.44	3,438
佐 井 村	9.52	506	6.82	6,867	10.02	6,332
野 辺 地 町	4.76	253	5.49	5,528	—	—
横 浜 町	4.76	253	2.73	2,749	—	—
六ヶ所村	4.76	253	4.81	4,843	—	—
合 計	100.00	5,315	100.00	100,690	100.00	63,195

(単位：千円、%)

区 分	衛 生 費 (塵芥処理費)							
	固定費 10%均等割 10%人口割 80%搬入割	塵芥処理費 負 担 金	容器包装 リサイクル費 負担金	廃乾電池等 処理費 負担金	処理困難物 等処理費 負担金	H29から固定 10%均等割 40%人口割 50%搬入割	ごみ処理施設 整備事業費 負担金	塵芥処理費 合計
市町村								
む つ 市	73.59	1,364,774	0	2,320	6,144	73.90	1,665,091	3,038,329
大 間 町	8.99	166,725	0	283	443	8.35	171,203	338,654
東 通 村	8.97	166,354	0	283	677	8.92	182,869	350,183
風 間 浦 村	4.15	76,965	0	131	204	4.30	88,212	165,512
佐 井 村	4.30	79,746	0	136	85	4.53	92,955	172,922
野 辺 地 町	—	—	—	—	—	—	—	—
横 浜 町	—	—	—	—	—	—	—	—
六ヶ所村	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	100.00	1,854,564	0	3,153	7,553	100.00	2,200,330	4,065,600

(単位：千円、%)

区 分	し 尿 処 理 費				衛生費 合計
	10%均等割 80%人口割 10%処理量割	し尿処理費 負 担 金	中継槽処理費 負担金	し尿処理費 合計	
市町村					
む つ 市	52.75	399,930	15,518	415,448	3,453,777
大 間 町	5.72	43,367	17,001	60,368	399,022
東 通 村	6.75	51,176	15,656	66,832	417,015
風 間 浦 村	2.81	21,304	6,010	27,314	192,826
佐 井 村	2.94	22,290	6,377	28,667	201,589
野 辺 地 町	13.23	100,305	—	100,305	100,305
横 浜 町	5.07	38,439	—	38,439	38,439
六ヶ所村	10.73	81,350	—	81,350	81,350
合 計	100.00	758,161	60,562	818,723	4,884,323

(単位：千円、%)

区 分 市町村	消 防 本 部 費					
	一 般 分		通信指令課人件費		高機能 デジタル 維持管理費	消防本部費 合計
	35%均等割 65%人口割	負担金	15%均等割 85%人口割	負担金		
む つ 市	58.56	92,339	70.43	94,471	26,365	213,175
大 間 町	11.50	18,133	8.88	11,911	5,232	35,276
東 通 村	12.68	19,994	10.42	13,977	6,322	40,293
風 間 浦 村	8.56	13,498	5.04	6,761	4,035	24,294
佐 井 村	8.70	13,718	5.23	7,015	3,957	24,690
野 辺 地 町	—	—	—	—	—	—
横 浜 町	—	—	—	—	—	—
六ヶ所村	—	—	—	—	—	—
合 計	100.00	157,682	100.00	134,135	45,911	337,728

(単位：千円、%)

区 分 市町村	消防署費 負担金	消防分署費 負担金	消防費 負担金
む つ 市	978,706	381,730	1,573,611
大 間 町	1,326,453	—	1,361,729
東 通 村	399,593	—	439,886
風 間 浦 村	—	191,120	215,414
佐 井 村	—	162,263	186,953
野 辺 地 町	—	—	—
横 浜 町	—	—	—
六ヶ所村	—	—	—
合 計	2,704,752	735,113	3,777,593

(単位：千円、%)

区 分 市町村	公 債 費				
	民生債				衛生債
	しもきた療育園分		はまゆり学園分		塵芥処理
	20%均等割 80%人口割	負担金	20%均等割 80%人口割	負担金	負担金
む つ 市	65.18	5,316	65.42	36,752	8,887
大 間 町	9.93	810	10.38	5,832	2,627
東 通 村	11.68	952	11.29	6,342	2,808
風 間 浦 村	6.49	529	6.48	3,640	1,353
佐 井 村	6.72	549	6.43	3,612	1,426
野 辺 地 町	—	—	—	—	—
横 浜 町	—	—	—	—	—
六ヶ所村	—	—	—	—	—
合 計	100.00	8,156	100.00	56,178	17,101

(単位：千円、%)

区 分 市町村	公 債 費							
	消防債（消防本部）							
	高機能通信指令台（改修工事）		高機能通信指令台（機器改修工事）		非常用照明改修工事本部分		消防救急デジタル無線 （工事）	
	防災対策債		防災対策債					
	事業費割	負担金	事業費割	負担金	事業費割	負担金	35%均等割 65%人口割	負担金
む つ 市	55.85	4,469	54.36	1,197	58.10	110	55.80	55,458
大 間 町	11.13	890	11.00	242	11.54	22	11.76	11,688
東 通 村	15.32	1,226	19.94	439	12.81	25	14.15	14,063
風 間 浦 村	8.78	702	7.95	175	8.70	16	9.42	9,362
佐 井 村	8.92	714	6.75	148	8.85	16	8.87	8,816
野 辺 地 町	—	—	—	—	—	—	—	—
横 浜 町	—	—	—	—	—	—	—	—
六ヶ所村	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	100.00	8,001	100.00	2,201	100.00	189	100.00	99,387

(単位：千円、%)

区 分 市町村	公 債 費						
	消防債						当座貸越
	むつ署		大畑署	大湊署		川内分署	
	非常用照明 負担金	オーバーサイト 負担金	救急車購入 負担金	用地購入 負担金	化学車購入 負担金	ポンプ車購入 負担金	
む つ 市	377	485	6,114	2,828	19,802	10,537	12,668
大 間 町	—	—	—	—	—	—	1,431
東 通 村	—	—	—	—	—	—	1,529
風 間 浦 村	—	—	—	—	—	—	737
佐 井 村	—	—	—	—	—	—	777
野 辺 地 町	—	—	—	—	—	—	—
横 浜 町	—	—	—	—	—	—	—
六ヶ所村	—	—	—	—	—	—	—
合 計	377	485	6,114	2,828	19,802	10,537	17,142

(単位：千円、%)

区 分 市町村	公債費	負担金 合計
	公債費 合計	
む つ 市	165,000	5,289,832
大 間 町	23,542	1,799,444
東 通 村	27,384	902,636
風 間 浦 村	16,514	435,424
佐 井 村	16,058	418,305
野 辺 地 町	0	106,086
横 浜 町	0	41,441
六ヶ所村	0	86,446
合 計	248,498	9,079,614

下北地域広域行政事務組合議会第 1 1 8 回定例会

議 案 第 5 号 資 料

(令和 5 年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算資料)

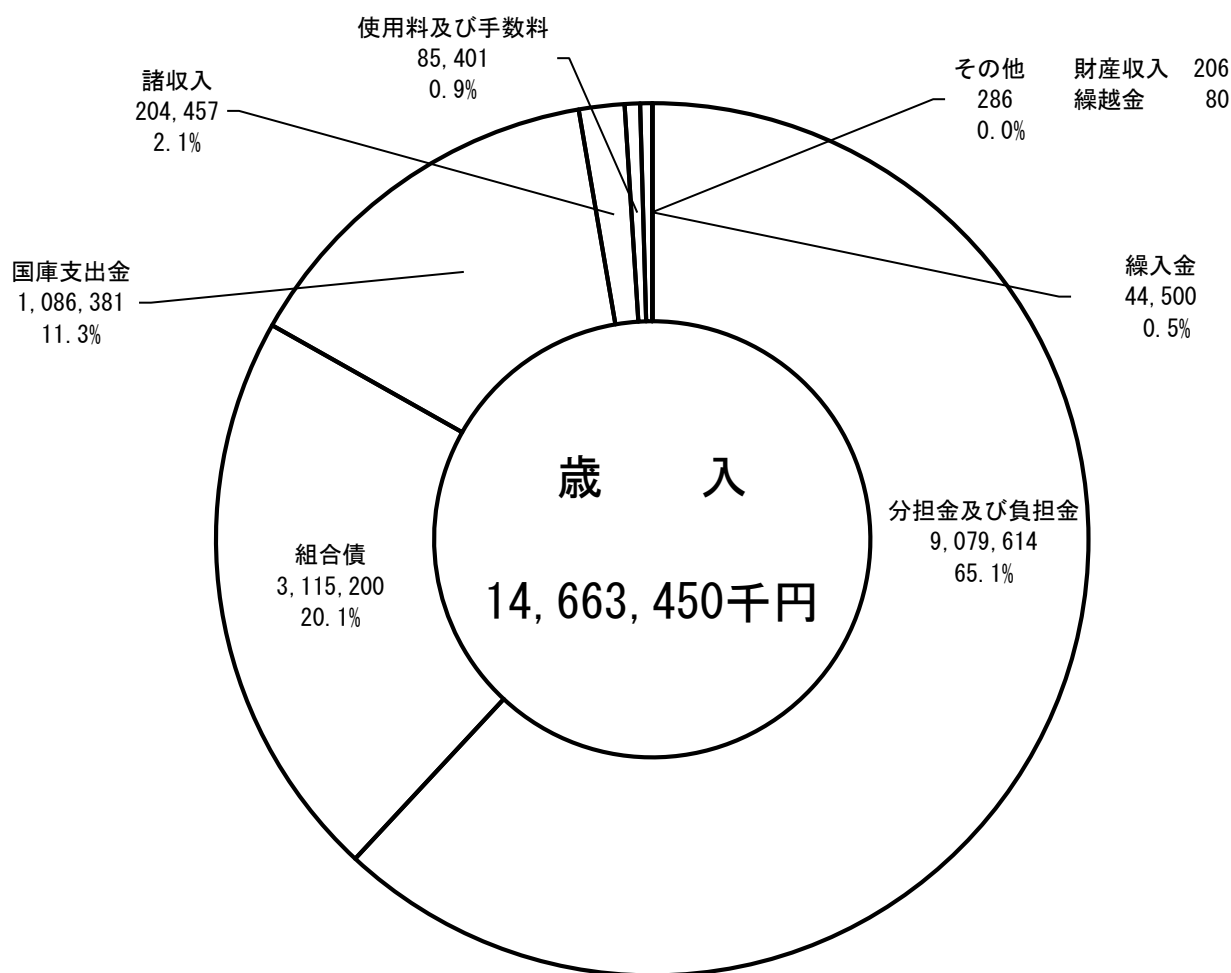
令和5年度一般会計歳入歳出予算の状況

1. 予算の状況

(1) 歳入

(単位：千円)

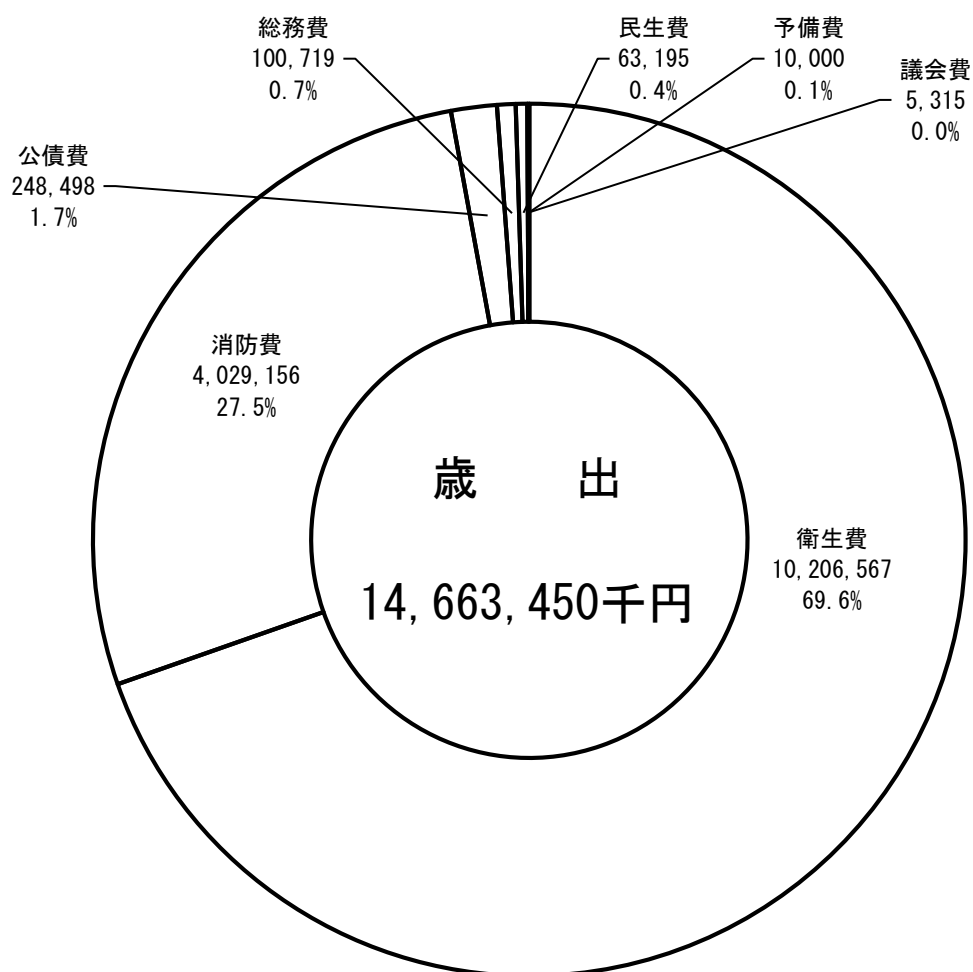
区 分	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	比 較		(A)の構成比 %
			増 減 額 A-B(C)	増 減 率 C/B(D)	
1 分担金及び負担金	9,079,614	6,254,911	2,824,703	45.2	61.9
2 使用料及び手数料	83,285	85,401	▲ 2,116	▲ 2.5	0.6
3 国庫支出金	2,072,831	1,086,381	986,450	90.8	14.1
4 財産収入	206	155	51	32.9	0.0
5 繰入金	64,841	44,500	20,341	45.7	0.5
6 繰越金	80	70	10	14.3	0.0
7 諸収入	247,393	204,457	42,936	21.0	1.7
8 組合債	3,115,200	1,930,100	1,185,100	61.4	21.2
合 計	14,663,450	9,605,975	5,057,475	52.6	100.0



(2) 歳出

(単位：千円)

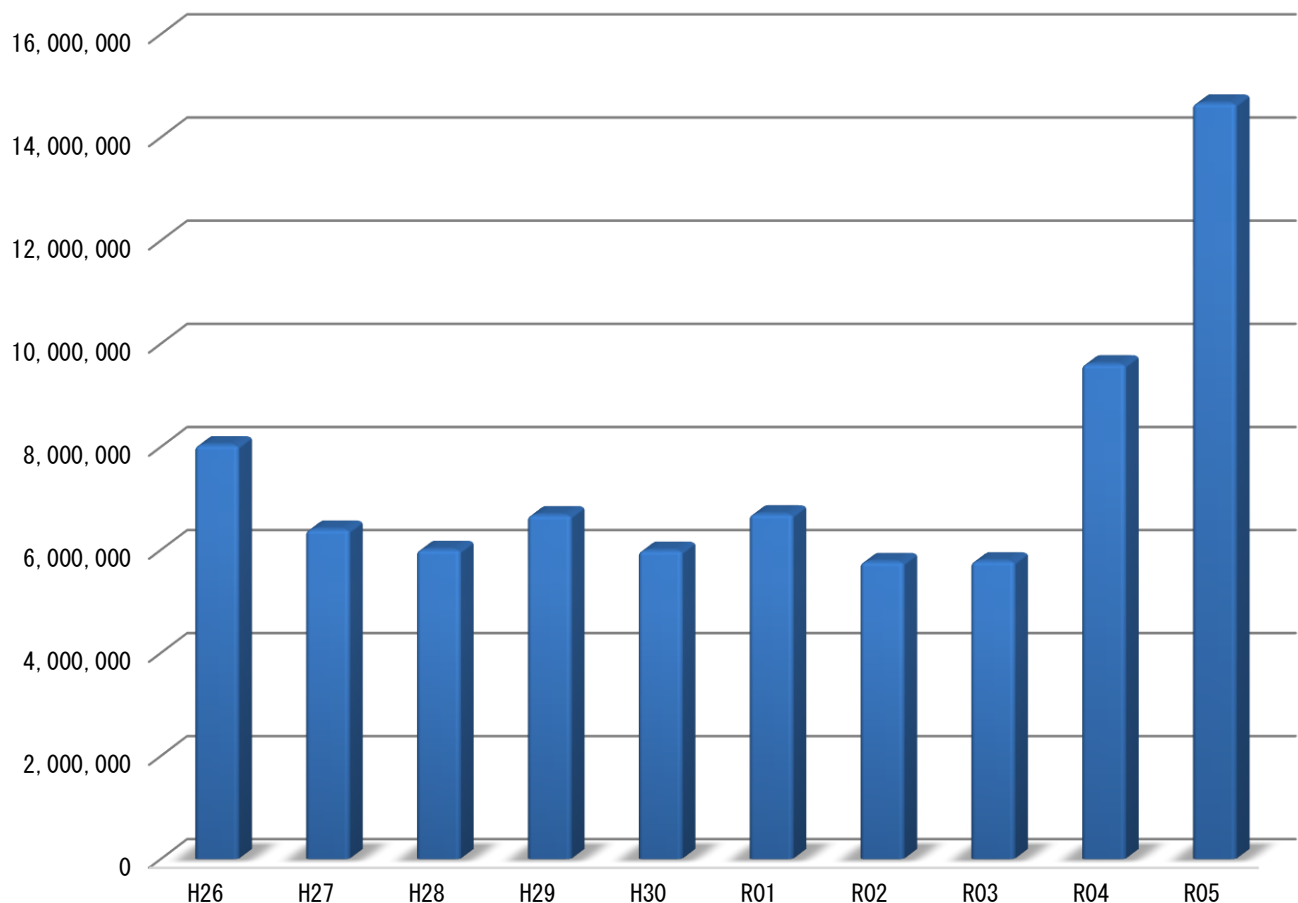
区 分	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	比 較		(A)の構成比 %
			増 減 額 A-B(C)	増 減 率 C/B(D)	
1 議会費	5,315	5,258	57	1.1	0.0
2 総務費	100,719	104,175	▲ 3,456	▲ 3.3	0.7
3 民生費	63,195	63,032	163	0.3	0.4
4 衛生費	10,206,567	6,044,269	4,162,298	68.9	69.6
5 消防費	4,029,156	3,147,956	881,200	28.0	27.5
6 公債費	248,498	231,285	17,213	7.4	1.7
7 予備費	10,000	10,000	0	0.0	0.1
合 計	14,663,450	9,605,975	5,057,475	52.6	100.0



(3) 事業費別歳出予算の推移（過去10年間）

（単位：千円）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
議会費	4,134	2,472	4,161	2,497	3,855	2,278	4,940	5,153	5,258	5,315
総務費	118,736	108,908	114,524	112,238	105,883	108,544	104,076	100,349	104,175	100,719
文化会館費	284,435	228,711	162,208	183,982	147,124	94,364	93,762	-	-	-
民生費	608,615	247,515	73,652	73,582	73,366	54,650	55,711	55,501	63,032	63,195
塵芥処理費	1,283,836	1,351,804	1,271,340	1,545,209	1,293,555	1,595,781	1,350,597	1,734,870	5,300,462	9,387,824
し尿処理費	730,105	702,464	703,452	693,328	764,178	746,554	737,917	743,144	743,807	818,743
消防本部費	1,470,266	255,762	287,313	342,683	348,556	337,071	363,799	343,502	341,103	353,307
消防署・ 分署費	2,474,844	2,373,491	2,264,233	2,610,521	2,539,113	3,059,842	2,449,208	2,351,596	2,614,809	3,442,533
非常 消防 備費	154,742	145,355	145,175	142,019	148,679	148,469	156,798	151,740	192,044	233,316
公債費	897,645	972,094	970,020	962,902	554,598	538,505	443,738	287,681	231,285	248,498
予備費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
合計	8,037,358	6,398,576	6,006,078	6,678,961	5,988,907	6,696,058	5,770,546	5,783,536	9,605,975	14,663,450

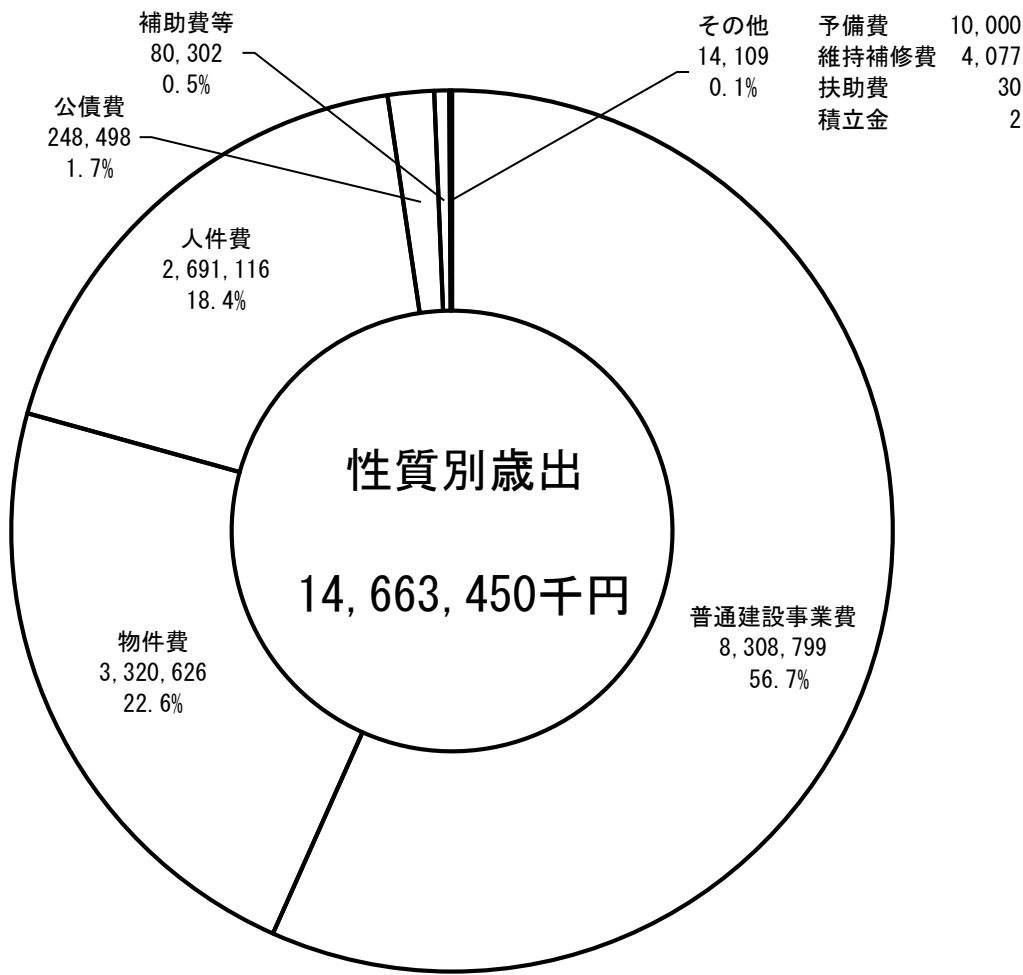


2. 性質別歳出決算の状況

歳出

(単位：千円)

区 分	令和5年度 予 算 額 (A)	令和4年度 予 算 額 (B)	比 較		(A)の構成比 %
			増 減 額 A-B(C)	増 減 率 C/B%(D)	
人 件 費	2,691,116	2,558,224	132,892	5.2	18.4
物 件 費	3,320,626	2,387,576	933,050	39.1	22.6
維 持 補 修 費	4,077	2,916	1,161	39.8	0.0
扶 助 費	30	30	0	0.0	0.0
補 助 費 等	80,302	86,537	▲ 6,235	▲ 7.2	0.5
普通建設事業費	8,308,799	4,329,405	3,979,394	91.9	56.7
公 債 費	248,498	231,285	17,213	7.4	1.7
積 立 金	2	2	0	0.0	0.0
予 備 費	10,000	10,000	0	0.0	0.1
合 計	14,663,450	9,605,975	5,057,475	52.6	100.0

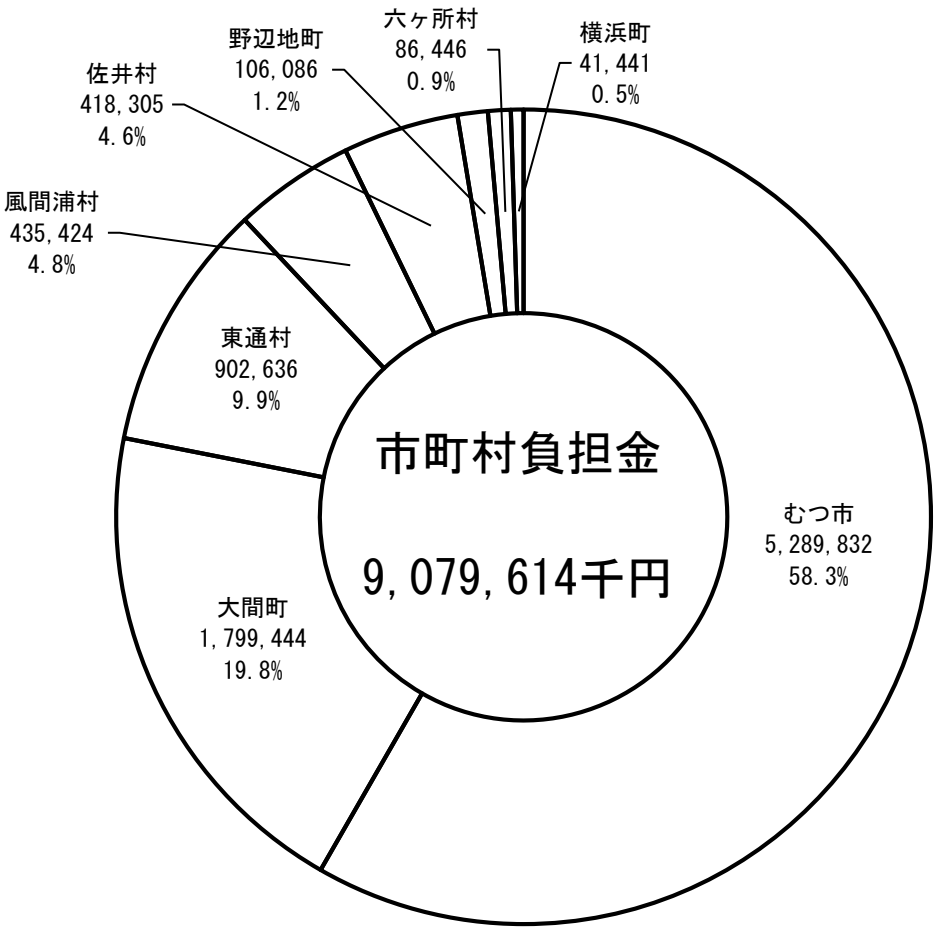


3. 市町村負担金の状況

令和5年度市町村負担金明細

(単位：千円、%)

	議会費	総務費	民生費	衛生費	消防費	公債費	合 計	構成比 (%)
む つ 市	2,532	53,879	41,033	3,453,777	1,573,611	165,000	5,289,832	58.3
大 間 町	506	9,495	5,150	399,022	1,361,729	23,542	1,799,444	19.8
東 通 村	506	10,603	7,242	417,015	439,886	27,384	902,636	9.9
風間浦村	506	6,726	3,438	192,826	215,414	16,514	435,424	4.8
佐 井 村	506	6,867	6,332	201,589	186,953	16,058	418,305	4.6
野辺地町	253	5,528	-	100,305	-	-	106,086	1.2
横 浜 町	253	2,749	-	38,439	-	-	41,441	0.5
六ヶ所村	253	4,843	-	81,350	-	-	86,446	0.9
合 計	5,315	100,690	63,195	4,884,323	3,777,593	248,498	9,079,614	100.0



4. 令和5年度実施予定の主要事業一覧

(単位：千円)

区 分 事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳					備 考
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
下北地域新ごみ処理施設整備事業	7,437,799	2,072,831		3,111,800		2,253,168	廃棄物施設課
消防本部ドローン整備事業	3,403			3,400		3	消防本部
大間消防署庁舎建設事業	1,061,797					1,061,797	大間消防署
川内消防分署庁舎建設事業	5,407					5,407	むつ消防署
脇野沢消防分署庁舎建設事業	5,115					5,115	
合 計	8,513,521	2,072,831	0	3,115,200	0	3,325,490	

※ 1件 1,000千円以上の工事請負費及び備品購入費等

